

○四日市市自転車等駐車場等条例施行規則

平成13年3月28日

規則第25号

四日市市自転車等駐車場条例施行規則（平成9年四日市市規則第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、四日市市自転車等駐車場等条例（平成13年四日市市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成25年規則56号〕）

（自転車等駐車場の利用可能な車両）

第2条 条例第3条に規定する自転車等駐車場を利用できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車とする。ただし、駐車場の構造上駐車が困難な車両については、この限りでない。

（一部改正〔平成18年規則27号・25年56号〕）

（自転車等駐車場における自転車等の取扱時間）

第3条 条例第4条に規定する自転車等の入場又は出場取扱時間は、午前6時から午後8時までとする。ただし、災害防御、防疫その他緊急を要するときはこの限りでない。

（一部改正〔平成18年規則27号・25年56号〕）

（自転車等駐車場の一時利用の手続）

第4条 自転車等駐車場の一時利用をしようとする者は、自転車等駐車場の入口において一時利用券（第1号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、一時利用券の交付を受けようとする者は、交付と同時に利用料金を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体が複数かつ継続的に自転車等駐車場を利用する場合で、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、別に納付期限を定めることができる。

4 一時利用券の有効期間は、入場した時から同日の24時までとする。

5 一時利用券の有効期間を超えて自転車等駐車場に自転車等を駐車し続けた者は、

一時利用の利用料金の額に有効期間を超えて利用した日数を乗じて得た額を、出場の際に納付しなければならない。

（追加〔平成１８年規則２７号〕、一部改正〔平成２５年規則５６号〕）

（自転車等駐車場の定期利用の手続）

第５条 自転車等駐車場の定期利用をしようとする者は、自転車等駐車場定期利用申請書（第２号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

２ 指定管理者は、前項の申請について適当と認めたときは、定期利用を許可し、定期利用券（第３号様式）及び定期利用を証するステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

３ 前項の規定によりステッカーの交付を受けた者は、交付されたステッカーを、定期利用を行う自転車等の後部の見やすい位置に表示しなければならない。

４ 第２項の規定により定期利用の許可を受けた者（次条において「定期利用者」という。）は、許可と同時に定期利用に係る利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、別に納付期限を定めることができる。

５ 前項の場合において、学生証その他学生であることを証する書面を提示した者に限り、条例別表に定める学生料金を適用する。

（追加〔平成１８年規則２７号〕、一部改正〔平成２５年規則５６号〕）

（定期利用券の利用）

第６条 定期利用券は、前条の手続を行った自転車等以外の駐車に利用することができない。

２ 定期利用者は、定期利用を行う自転車等を定期利用券の有効期間中に変更するときは、定期利用券及びステッカーを添えて、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

３ 定期利用者は、定期利用券又はステッカーを紛失し、又は著しく毀損した場合は、定期利用券紛失・毀損届（第４号様式）を指定管理者に提出し、定期利用券又はステッカーの再発行を受けることができる。

４ 定期利用者は、定期利用券の有効期間中に定期利用を中止するときは、定期利用中止届・料金還付申請書（第５号様式）に定期利用券及びステッカーを添えて、指定管理者に届け出なければならない。

（追加〔平成１８年規則２７号〕、一部改正〔平成２５年規則５６号〕）

（レンタサイクルポートの位置等）

第7条 条例第5条に規定するレンタサイクルポートの位置及び名称は、次の表のとおりとする。

位置	名称
四日市市安島一丁目1番26号	レンタサイクルポート近鉄
四日市市本町3番85号	レンタサイクルポートJR

(追加〔平成25年規則56号〕)

(レンタサイクルの利用時間)

第8条 レンタサイクルをレンタサイクルポートから出場させ、又はレンタサイクルポートに入場させることができる時間（以下「利用時間」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者がレンタサイクル又はレンタサイクルポートの管理上特に必要があると認めたときは、その時間を変更することができる。

区分	利用時間
日曜日及び祝日	午前10時から午後5時まで
上記以外の日	午前7時から午後8時まで

(追加〔平成25年規則56号〕)

(レンタサイクルの利用の申請)

第9条 レンタサイクルを利用しようとする者は、レンタサイクル利用承認申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 レンタサイクルを利用しようとする者は、前項の規定による申請の際に、住所、氏名等を証明することができる書類を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定により申請があったときは、申請者が条例第6条各号のいずれにも該当する者であるかどうかを審査し、適当と認めたときは、レンタサイクル利用証（第7号様式。以下「利用証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

4 前項の利用証の有効期限は、その交付の日の属する年度の末日までとする。

(追加〔平成25年規則56号〕)

(レンタサイクルの1日利用の手続)

第10条 レンタサイクルの1日利用をしようとする者は、レンタサイクルポートからレンタサイクルを出場させようとするときに、前条第3項の利用証をレンタサイクルポートにおいて提示し、1日利用に係る利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(追加〔平成25年規則56号〕)

(レンタサイクルの定期利用の手続)

第 1 1 条 レンタサイクルの定期利用をしようとする者は、レンタサイクル定期利用申請書（第 8 号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

2 レンタサイクルの定期利用をしようとする者は、前項の規定による申請の際に、第 9 条第 3 項の利用証を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第 1 項の申請について適当と認めたときは、定期利用を許可し、定期利用証（第 9 号様式）を申請者に交付するものとする。

4 前項の規定により定期利用の許可を受けた者（以下この条において「定期利用者」という。）は、許可と同時に定期利用に係る利用料金を納付しなければならない。

5 前項の定期利用に係る利用料金は、定期利用者が学生証その他学生であることを証する書類を提示したときには、学生に係る利用料金を適用する。

6 定期利用者は、レンタサイクルポートからレンタサイクルを出場させようとするときに、レンタサイクルポートにおいて定期利用証を提示しなければならない。

(追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕)

(レンタサイクルの返却)

第 1 2 条 レンタサイクルの 1 日利用又は定期利用をする者は、レンタサイクルポートからレンタサイクルを出場させた日の翌日の午前 1 0 時まで（ただし、電動アシスト自転車については、レンタサイクルポートから出場させた日の利用時間内とする。以下次項において「利用期限」という。）に、当該レンタサイクルを指定管理者が指定するレンタサイクルポートに返却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらずレンタサイクルを利用期限までに返却することができなかった者（1 日利用をした者に限る。）は、1 日利用の利用料金の額に、レンタサイクルポートからレンタサイクルを出場させた日の翌日から起算して当該レンタサイクルを返却した日までの日数を乗じて得た額の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕)

(利用証等の再交付)

第 1 3 条 利用証又は定期利用証の交付を受けた者は、当該利用証又は定期利用証を紛失し、又は著しく毀損したときは、レンタサイクル利用証等紛失・毀損届（第 1 0 号様式）を指定管理者に提出し、利用証又は定期利用証の再交付を受けることができる。

(追加〔平成 25 年規則 56 号〕)

(利用料金の額)

第 14 条 指定管理者は、条例第 11 条第 2 項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書（第 11 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(追加〔平成 25 年規則 56 号〕)

(利用料金の減免)

第 15 条 条例第 12 条の規定により、自転車等駐車場に係る利用料金を減額又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条の規定による保護を受けている世帯に属する者が利用する場合 10 割
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 5 割
- (3) 療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 5 割
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 5 割
- (5) その他市長が特に必要があると認めた場合 5 割

2 自転車等駐車場に係る利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（第 12 号様式）により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、前項第 1 号から第 4 号までの事由による場合は、当該各号に掲げる事実を証明する書面又は手帳を指定管理者に提示しなければならない。

(追加〔平成 18 年規則 27 号〕、一部改正〔平成 25 年規則 56 号〕)

(利用料金の還付)

第 16 条 条例第 13 条ただし書の規定により、利用料金を還付する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自転車等駐車場又はレンタサイクルの管理上、定期利用ができない日があった場合 1 か月の定期利用に係る利用料金（減額を受けた者については、減額後の額。以下この項において同じ。）を当該月の日数で除して得た額（1 円未満の端数は切り捨て）に、利用できなかった日数を乗じて得た額
- (2) 定期利用券の有効期間中に自転車等駐車場の定期利用を中止する場合 既納の定期利用に係る利用料金から利用した月数（1 か月未満の利用は、1 か月とみ

なす。) 分の定期利用に係る利用料金を減じた額

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、定期利用中止届・料金還付申請書により、指定管理者に申請しなければならない。

(追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成25年規則56号〕)

(遵守事項)

- 第17条 自転車等駐車場を利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車等は、定められた場所に駐車し、必ず施錠すること。
- (2) 自転車等に物品を積載し、又は動物を係留して駐車しないこと。
- (3) 定期利用申請書及び利用料金減免申請書に記載した事項に変更等があったときは、速やかにその旨届け出ること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

- 2 レンタサイクルを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) レンタサイクルを利用する前に当該レンタサイクルの点検を行うこと。
- (2) 交通関連法規を遵守し、レンタサイクルを適正に管理し、利用すること。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成25年規則56号〕)

(その他)

- 第18条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(一部改正〔平成18年規則27号・25年56号〕)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の四日市市自転車等駐車場条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市自転車等駐車場条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年10月25日規則第56号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

一時利用券 (1 日 1 回 限) No. (通し番号)
利用年月日 年 月 日 四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場
一時利用券 (1 日 1 回 限) No. (通し番号)
利用年月日 年 月 日 四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場

第 2 号様式（第 5 条関係）
自 転 車 等 駐 車 場 定 期 利 用 申 請 書

四日市市自転車等駐車場等指定管理者

年 月 日

区 分	☐ 自 転 車 （ ☐ 一般・ ☐ 学生） （防犯登録： ） ☐ 原動機付自転車 （登録番号： 市 ） ☐ 自動二輪車 機種 （ナンバープレート ）		
利 用 場 所	☐ 四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場 ☐ 四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場		
利 用 期 間	年 月 から（ ☐ 1 か月・ ☐ 3 か月）		
住 所	（電話番号 — — ）		
フリガナ 氏 名		備 考	

- ・ 自転車等は、定められた場所に駐車し、必ず施錠します。
- ・ 市及び指定管理者は、自転車等駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負いません。

※ 処理欄			
定期利用券発行日	年	月	日
定期利用券発行番号	No. _____		
定期利用金額	円		
☐ 学生の場合、学生であることを証明する書類により確認			確認者印

四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場

第 3 号様式（第 5 条関係）

定期利用券		No. (通し番号)	
		利用区分 一般 ・ 学生 ・ 原付	
		自動二輪 (125cc以下・125cc超)	
駐車場名			
四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場			
有効期間		月末まで	
氏名		様	

第 4 号様式（第 6 条関係）
定 期 利 用 券 紛 失 ・ 毀 損 届

年 月 日

四日市市自転車等駐車場等指定管理者

届出者
住所
氏名
電話番号 — — 印

☐ 定期利用券

☐ ステッカー

を

☐ 紛失

☐ 毀損

しましたので、

その再発行を申請します。

※ 処理欄

☐ 定期利用券の再発行	☐ ステッカーの再発行 ☐ ステッカーのみ再発行
定期利用券の再発行No	ステッカーの発行No (定期利用券の発行番号と同じ)
年 月から (☐ 1 か月 ・ ☐ 3 か月)	☐ 定期利用券により確認
☐ 紛失の場所等	☐ 紛失の場所等

四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場

第 5 号様式（第 6 条及び第 1 6 条関係）
定期利用中止届・料金還付申請書

年 月 日

四日市市自転車等駐車場等指定管理者

届出者
住所
氏名
電話番号 — — 印

- 下記のとおり、
- ☐ 定期利用を中止しますので、定期利用券及びステッカーを添えて届け出ます。
- ☐ 料金の還付を申請します。

定期利用 券（証）の 種別	☐ 自転車	有効期間	年 月 まで
	☐ 一般		
	☐ 学生		
	☐ 1 か月		
	☐ 3 か月		
☐ 原動機付自転車	発行No.等	No. _____	
☐ 1 か月			
☐ 3 か月			
☐ レンタサイクル（1 か月）			

（1） 定期利用の中止 年 月以後は、使用しません。

上記定期利用中止届による還付金の発生の有無の確認 還付金（有 無）
＊この枠内は、係員が記入しますので、申請者の方は、記入しないでください。

（2） 料金還付の内訳

還付事由	☐ 定期利用の中止 ☐ その他〔 _____ 〕
還付金額	円（ _____ 円 × _____ か月）

※ 月の途中の中止については、当該月分は還付しません。

※ 処理欄

還付年月日	
還付金額	円
上記年月日に還付金を受領しました。氏名 _____ 印	
☐ 本人確認（定期利用申請書記載事項と照合し確認する。）	
担当者	印

四日市市自転車等駐車場等施設

第 6 号様式（第 9 条関係）

レンタサイクル利用承認申請書

私は、レンタサイクルを利用したいので、身分証明書を提示のうえ申請します。
なお、レンタサイクルの利用に当たり、四日市市自転車等駐車場等条例、四日市市自転車等
駐車場等条例施行規則等の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

四日市市自転車等駐車場等指定管理者 あて

【申請者記入欄】

住 所			
(ふりがな) 氏 名		保護者氏名 (中学生の場合)	
生年月日	年 月 日生		
連絡先	(自宅) (携帯)		
利用形態	1 日利用		

【レンタサイクルポート確認欄】

レンタサイクルポートの位置	レンタサイクルポート近鉄 ・ レンタサイクルポート J R		
身分証明書等確認	免許証・保険証・パスポート・外国人登録証・生徒手帳・学生証・ 定期券 その他 ()		
身分証明書番号等			
利用証番号		レンタサイクルポート担当者	印

第 7 号様式（第 9 条関係）

年度 レンタサイクル			
利 用 証	有効期限:	年 月 日	
利用者番号			
氏名			
四日市市自転車等駐車場等指定管理者			

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

レンタサイクル定期利用申請書

私は、レンタサイクルを定期利用したいので、利用証を提示のうえ申請します。
なお、レンタサイクルを定期利用するに当たり、四日市市自転車等駐車場等条例、四日市市自転車等駐車場等条例施行規則等の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

四日市市自転車等駐車場等指定管理者 あて

【申請者記入欄】

住 所			
(ふりがな) 氏 名		保護者氏名 (中学生の場合)	
利用形態	定期利用 ・ 定期利用 (学生)		

【レンタサイクルポート確認欄】

利用証番号		レンタサイクルポート
有効期限	年 月 日 から 年 月 日 まで	担当者 ㊞

第9号様式（第11条関係）

定期利用証	
利用者番号	氏名
<有効期限> 年 月 日から 年 月 日まで	
四日市市自転車等駐車場等指定管理者	

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）
レ ン タ サ イ ク ル 利 用 証 等 紛 失 ・ 毀 損 届

年 月 日

四日市市自転車等駐車場等指定管理者 あて

届出者
住所
氏名
電話番号 — — 印

☐ レンタサイクル利用証

☐ 定期利用証

を

☐ 紛失

☐ 毀損

しましたので、

その再交付を申請します。

※ 処理欄

☐ レンタサイクル利用証の再交付	☐ 定期利用証の再交付
利用証の再交付No	定期利用証の再交付No
	☐ 利用証により確認
	年 月から 1 か月
☐ 紛失の場所等	☐ 紛失の場所等

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

四日市市長

指定管理者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電話番号

四日市市自転車等駐車場等条例第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり四日市市近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場及びレンタサイクルの利用料金の額を定めたく、承認願います。

○自転車等駐車場に係る料金

種 別		単 位		利用料金の額
自転車		一 般	一時利用	
			定期利用（１か月）	
			定期利用（３か月）	
		学 生	一時利用	
			定期利用（１か月）	
			定期利用（３か月）	
原動機付自転車		一時利用		
		定期利用（１か月）		
		定期利用（３か月）		
自動 二輪車	５０ｃｃ超 １２５ｃｃ以下	一時利用		
		定期利用（１か月）		
		定期利用（３か月）		
	１２５ｃｃ超	一時利用		
		定期利用（１か月）		
		定期利用（３か月）		

○レンタサイクルに係る料金

種 別	単 位	利用料金の額
自転車	一 1 日利用	

(電動アシスト自転車を除く。)	般	定期利用 (1 か月)	
	学生	1 日利用	
		定期利用 (1 か月)	
電動アシスト自転車	1 日利用		

利用料金減免申請書

四日市市自転車等駐車場等指定管理者

印

利用料金の減免について、申請します。

☐ 1 生活保護の受給者

☐ 2 身体障害者手帳の交付を受けている者

☐ 3 療育手帳の交付を受けている者

☐ 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

☐ 5 その他の事由（ ）

担当者 印

四日市市自転車等駐車場等施設

第 1 号様式（第 4 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 2 号様式（第 5 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 3 号様式（第 5 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 4 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 5 号様式（第 6 条及び第 1 6 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 6 号様式（第 9 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 7 号様式（第 9 条関係）

（全部改正〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

（追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

（追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

（追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

（追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）

第 1 2 号様式（第 1 5 条関係）

（追加〔平成 2 5 年規則 5 6 号〕）